

美濃加茂市景観条例（案）

第 1 条	<p>【目的】</p> <p>本条は美濃加茂らしい良好な景観を形成すること及びいつまでも美しい風景が残るまちを創造することをこの条例の目的に定めています。</p>
第 2 条	<p>【定義】</p> <p>本条は、この条例の中で用いる用語の定義を定めています。</p>
第 3 条～第 5 条	<p>【市の責務】【事業者の責務】【市民の責務】</p> <p>本条は、第 1 条の目的を達成するために市・事業者・市民が果たすべき責務を定めています。</p>
第 6 条	<p>【景観計画】</p> <p>本条は、良好な景観形成に関する施策として、景観計画について定めています。</p>
第 7 条	<p>【市民等提案団体】</p> <p>本条は、景観計画の変更又は景観計画重点区域の設定について提案できる団体について定めています。</p>
第 8 条・第 9 条	<p>【景観協議会】【組織】</p> <p>本条は、市全体の景観形成の推進活動を実施する協議会について定めています。</p>
第 10 条 第 11 条	<p>【地区景観協議会】【地区景観協議会による景観計画重点区域】</p> <p>本条は、地区景観協議会の認定要件およびその活動内容について定めています。</p>
第 12 条	<p>【届出及び勧告等の適用除外】</p> <p>景観法では、景観計画区域内における建築物の建築・工作物の建設など開発の行為等に対して、色彩や緑化等の制限を行うために市への届出を行うことになっていますが、本条はこの行為の届出を要しないものについて定めています。</p>
第 13 条 ～第 15 条	<p>【特定届出対象行為】【指導、勧告、命令等に係る手続】【命令に従わなかった旨の公表】</p> <p>第 13 条・第 14 条では建築物の建築・工作物の建設等の行為が景観計画に適合しない場合は指導・勧告・命令について、第 15 条では公表について定めています。</p>

<p>第 1 6 条 ～ 第 2 1 条</p>	<p>【景観重要建造物の指定又は解除の手續】【指定の標識】【管理】 【景観重要樹木の指定又は解除の手續】【指定の標識】【管理】 良好な景観の形成を図るため、保全すべき建造物や樹木を景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、指定の標識、管理の基準等を定めています。</p>
<p>第 2 2 条</p>	<p>【支援】 本条は、良好な景観形成に寄与している団体及び個人の活動に対して助成・支援に関することを定めています。</p>
<p>第 2 3 条</p>	<p>【表彰】 本条は、良好な景観の形成に寄与している建築物の所有者、設計者などに対しての表彰について定めています。</p>
<p>第 2 4 条</p>	<p>【委任】 この条例の施行について必要な事項は、施行規則により定めます。</p>
<p>附則</p>	<p>【施行期日】【経過措置】 この条例の施行期日、経過措置について定めています。</p>

(目的)

第 1 条 この条例は、山なみ、川の流れ、河岸段丘という地形の上に広がる集落、住宅地、工業地、商業地等のそれぞれの特色のある歴史や文化により醸成した美濃加茂らしい良好な景観を形成するための必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、美濃加茂市をいつまでも美しい風景が残るまちとすることを目的とする。

【説明】

この条例の目的を定めています。

平成 16 年に制定された景観法の施行に関し必要な事項と景観法に基づき定めた美濃加茂市景観計画の基本理念である「住む人にも訪れる人にも心地よく、人と人の関係にやわらぎを与える景観を守り育てるために、美濃加茂らしい良好な景観を形成すること」及び、美濃加茂市第 5 次総合計画の基本目標である「いつまでも美しい風景が残るまち」を創造することを目的として定める事により、景観法の目的である、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること目指しています。

景観法

(目的)

第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (2) 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人・法人又は団体をいう。
- (3) 見付面積 建築物及び工作物を道路(私道を除く。)から望見したときの面積で、鉛直投影面積をいう。

【説明】

本条は、景観法に定められているものの他に、この条例の中で用いる用語を定めています。

「市民」の定義は、住民票の有無を問わず、居住する者又は市内に土地や建物を所有している者、それらを占有、管理する者を言います。

「事業者」は、全ての事業活動を行う個人、法人及び団体を言います。

「見付面積」は、道路(私道を除く)からみた時の、建築物及び工作物の目に見える部分の面積を言います。

(市の責務)

第3条 市長は、法第4条に基づき、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、市民が良好な景観の形成に関する知識の習得及び良好な景観への意識の高揚を図るために、必要な施策を講じなければならない。

4 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、法第5条に基づき、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観を形成するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、法第6条に基づき、自らが景観形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観を形成するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

【説明】

本条は、景観法に定められた「地方公共団体の責務」「事業者の責務」「住民の責務」を、この条例で「市の責務」「事業者の責務」「市民の責務」として改めて定めることにより、三者が協力して、美濃加茂市の良好な景観を形成するために努力するよう定めています。

景観法

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第 6 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画に、良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる地域を景観計画重点区域として定め、当該区域における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

本条は、良好な景観の形成に関する施策として、景観計画を定めること、及び景観計画重点区域を定めることを規定しています。

美濃加茂市において、美濃加茂市全域を景観区域とした景観計画を策定しており、さらに、重点的に良好な景観の形成を図る区域として、景観計画重点区域を定めることができます。

景観法

(景観計画)

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

(市民等提案団体)

第7条 法第11条第2項の条例で定める団体は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする団体
- (2) その他市長が認める団体

【説明】

景観法の第11条により、良好な景観の形成を推進するために、景観計画の変更あるいは景観計画重点区域の設定について、住民団体が提案できるように定めています。

市長は、この提案が行われたときは、遅滞なく、景観計画案の変更をする必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、景観計画の変更案を作成し、定められた手続きを開始することとしています。

景観法

(住民等による提案)

第十一条第2項

まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

(景観協議会)

第 8 条 市長は、法第 15 条の規定に基づき、美濃加茂市景観協議会（以下「景観協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 9 条 景観協議会は、次に掲げる者をもって、組織する。

- (1) 良好な景観の形成の促進のための活動を行う者
- (2) 良好な景観の形成の促進のために必要と市長が認める団体
- (3) 地区景観協議会の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

【説明】

市長は、美濃加茂市の良好な景観の形成を図るために、その景観形成の推進活動の中心団体となる景観協議会を設置します。

この景観協議会は、景観に関する学識者、有識者、関係団体及び地区景観協議会の代表者等で組織され、美濃加茂市の良好な景観の形成のために必要な協議を行います。又、各地区景観協議会との交流や連携を図り、各地区景観協議会の活動を促進します。

景観法

(景観協議会)

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地区景観協議会)

第 10 条 市長は、一定の区域内における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体（以下この章において「団体」という。）で、次に掲げる要件に該当するものを地区景観協議会として認定することができる。

(1) 次のいずれかに該当する区域の市民、事業者又は土地、建築物について使用することができる権利を有する者で組織されたもの

ア 景観計画重点区域

イ 住民の景観まちづくりに対する意識が高い区域

ウ 特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域

(2) 団体の活動が当該区域の住民の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。

(3) 団体の活動が当該区域の住民に支持されていると認められるもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、地区景観協議会が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

4 地区景観協議会は、次に掲げる活動をするものとする。

(1) 市長が当該区域の景観計画重点区域を定める際に協力すること

(2) 市長が定めた景観計画重点区域についての計画の推進を図ること

(地区景観協議会による景観計画重点区域)

第 11 条 市長は、地区景観協議会と協力し、当該地区景観協議会の区域を対象とした景観計画重点区域を定めるよう努力しなければならない。ただし、当該区域が前条第 1 項 1 号アの区域であるときは除く。

2 前項の規定は、景観計画重点区域の変更又は廃止について準用する。

【説明】

本条では、第 6 条第 2 項で定めた景観計画重点区域について、当該区域の特色ある良好な景観の形成を図るために、当該区域の市民等と協力して、景観計画重点区域を定めることを規定しています。

地区景観協議会は、その当該区域の景観計画重点区域を定めようとする市民等、あるいは、景観重点区域として定めた当該区域の市民等で組織された団体で、その団体の申請に基づき市長が認定します。

(届出及び勧告等の適用除外)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為(次項に掲げるものを除く。)は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で、当該建築物の延べ床面積が1,000平方メートル未満の規模のもの。ただし、増築又は改築の場合は、規則で定める規模のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ床面積が1,000平方メートル未満のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以内であるもの
- (3) 工作物の建設等。ただし、擁壁を除く。
- (4) 擁壁の新設、増築、改築若しくは移転及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該擁壁の高さが2メートル未満のもの及び見付面積が200平方メートル未満の規模のもの。ただし、増築又は改築の場合は、規則で定める規模のもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、その面積が1,000平方メートル未満の規模のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

【説明】

美濃加茂市が策定した景観計画の中では、市全域の良好な景観の形成を図るために、次の規模の建築物の建築等、工作物の建設等、開発の行為等に対して、色彩や緑化等の制限を行うために、これらの行為に対し市への届出を行うことを定めています。

延べ床面積 1,000平方メートル以上の大規模建築物

高さ2メートル以上かつ面積200平方メートル以上の擁壁

開発行為としての開発区域1,000平方メートル以上の開発

本条では、この届出を要しない行為を定めています。

2 美濃加茂市景観計画（平成22年4月1日策定）に定める景観計画重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる景観計画重点区域に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 中山道太田宿地区

ア 建築物等の建築等を行う行為のうち、建築物の建築面積の水平投影面積が10平方メートル未満の規模のもの。ただし、増築又は改築の場合は、規則で定める。

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満の規模のもの

ウ 工作物の建設等（規則に定めるものを除く。）

エ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、これらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満の規模のもの（規則に定めるものを除く。）

オ 前項第5号に掲げる行為

カ アからオまでに掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(2) 伊深地区及び三和地区

ア 法第7条第2項の建築物のうち、居住又は事業活動を行う目的として建築される建築物の屋根面の水平投影面積が10平方メートル未満の規模のもの（ただし、規則に定めるものを除く。以下「主要となる家屋」という。）の建築物の建築等並びに建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。ただし、増築又は改築の場合は、規則で定めるもの

イ 主要となる家屋の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ床面積が500平方メートル未満の規模のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以内であるもの

ウ 前項第3号から第5号までに掲げる行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

【説明】

美濃加茂市景観計画では、中山道太田宿地区及び伊深・三和地区を景観計画重点区域として定め、地域の特色を生かした良好な景観の形成を図るために、それぞれの地区別に行為の制限を定めています。

中山道太田宿地区では、歴史ある宿場町のまちなみ景観を次世代につなぐために、建築物の建築等、工作物の建設等について行為の制限やまちなみを統一するための

方針を定めています。

伊深・三和地区については、すばらしい里山としての原風景を、保全し、育てるために行為の制限を定めています。

景観法

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(特定届出対象行為)

第 1 3 条 法第 1 7 条第 1 項の条例で定める特定届出対象行為は、法第 1 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為のうち、前条に規定する行為を除くすべての行為とする。

(指導、勧告、命令等に係る手続)

第 1 4 条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為を行おうとする者又は行った者に対し、必要な措置を講ずることを指導することができる。

(命令に従わなかった旨の公表)

第 1 5 条 市長は、前条の命令を受けた者が、これに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、命令を受けた者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該命令を受けた者の所在が判明しないときはこの限りではない。

【説明】

第 1 3 条及び第 1 4 条では、建築物の建築等の行為、又は、工作物の建設等の行為が、市長が定めた景観計画に適合しない場合は、必要な措置を講ずることを指導することができることを定めています。

第 1 5 条では、前条の指導（設計変更等の命令）に従わない場合は、その理由の弁明の機会を与えたうえで、その旨を公表することができるとしています。

ただし、第 1 2 条から第 1 5 条までの条文の規定が適用されるのは、この条例が施行され、3 ヶ月間の周知期間を経過した日から予定しています。

この日以前に着手された建築物の建築等、工作物の建設等は、対象としていません。

景観法

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)(変更命令等)

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

(景観重要建造物の指定又は解除の手続)

第 16 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第 17 条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第 21 条第 2 項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定した理由等市長が必要と認める事項

(景観重要建造物の管理)

第 18 条 法第 25 条第 2 項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の所有者及び管理者は、景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の所有者及び管理者は、景観重要建造物に消火器、消火栓その他の必要な消火設備を設けること。

(3) 景観重要建造物の所有者及び管理者は、前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定又は解除の手続)

第 19 条 市長は、法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者等の同意を得なければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第 20 条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第 30 条第 2 項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 景観重要樹木の樹種

(3) 指定した理由等市長が必要と認める事項

(景観重要樹木の管理)

第 2 1 条 法第 3 3 条第 2 項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の所有者及び管理者は、景観重要樹木について、必要な剪定等の措置を講ずること。
- (3) 景観重要樹木の所有者及び管理者は、前 2 号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

【説明】

市長は、美濃加茂市の良好な景観の形成を図るために必要であり、保全すべき建造物や樹木を、景観重要建造物、景観重要樹木として指定することができます。

この指定を行った場合には、建造物や樹木の所有者及び管理者が、その良好な景観が損なわれないように適切に管理を行うことと定められており、所有者及び管理者は、市長の許可を得なければ、建造物においては、増築・改築・移転等、外観を変更することとなる修繕・色彩変更等、樹木においては、伐採や移植を行うことができなくなります。

景観法では、その指定の手続き、標識の設置、管理の基準等について、条例で定め、指定する場合には所有者及び管理者の同意を得て、指定することと規定しています。

景観法

(景観重要建造物の指定)

第十九条第 1 項 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

(指定の通知等)

第二十一条第 2 項 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第二十五条第 2 項 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(景観重要樹木の指定)

第二十八条第1項 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

(指定の通知等)

第三十条第2項 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第三十三条第2項 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(支援)

第 22 条 市長は、地区景観協議会の活動のうち、良好な景観の形成に著しく寄与していると認めるものに対し、その費用の一部の助成又は技術的な支援を行うことができる。

2 市長は、地区景観協議会のほか、良好な景観の形成に著しく寄与していると認める団体及び個人の活動に対し、その費用の一部の助成又は技術的な支援を行うことができる。

3 市長は、景観計画重点区域内における建築物の建築等又は工作物の建設等が、その区域に係る景観計画に適合し、かつ、良好な景観の形成に著しく貢献するものであると認めるときは、これらの行為をしようとする者に対し、当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

【説明】

市長は、景観計画重点区域を定めようとする地区景観協議会、景観計画重点区域として定めた区域の地区景観協議会、あるいは、その他に良好な景観の形成に著しく寄与している団体及び個人の活動に対し、さらに良好な景観の形成を促進するために、費用の一部助成及び景観形成に関するアドバイス等の技術的な支援を行うことができます。

また、中山道太田宿地区の建築物の建築等又は工作物の建設等に対して行っている「中山道太田宿建造物の保存と修景に関する補助金交付要綱」に基づく助成事業は、今後も継続していきます。

(表彰)

第 23 条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物その他の物件の所有者、設計者等に対して表彰をすることができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与したと認める活動を行った個人及び団体に対して表彰をすることができる。

3 市長は、前 2 項の規定による表彰を行おうとする場合は、あらかじめ、景観協議会に意見を聴かなければならない。

【説明】

市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物その他の物件の所有者、設計者等や活動を行った個人及び団体に対して、その努力を讃えるために、景観協議会に意見を聴き、表彰を行うことができます。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【説明】

この条例の施行について必要な事項は、景観条例施行規則により定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第12条から第15条までの規定については、平成22年10月1日から施行する。

【説明】

この条例の施行日は、7月1日を予定しています。

ただし、行為の制限に関する第12条から第15条までの規定については、その周知期間に3ヶ月間を経過した10月1日から施行することを予定しています。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている美濃加茂市景観計画は、この条例の規定に基づき定めた景観計画とみなす。

【説明】

美濃加茂市景観計画は、住民説明会、市民パブリックコメント等を経て、平成22年4月1日に策定されました。この景観計画が、この条例の中で規定する景観計画とみなすことを規定しています。